

様式第 1 7 法第49条第 4 項第 8 号関係（特別地域内工作物の新築の許可等）

自然公園法第 20 条第 3 項の許可等に関する事項

行為者 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56 番地 2
南三陸町長 佐藤 仁
及び藤浜地区移転予定者 10 名

目		的	東日本大震災により被災した藤浜地区住民の住宅再建、それに伴う防災集団移転促進事業を活用した敷地造成。
場		所	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字藤浜61－4外
行為地及びその付近の状況			行為地は国道398号の東に隣接する標高30m～44mの南斜面であり、農地及びアカマツ等雑木からなる自然林である。また、行為地南に被災を免れた既存集落が隣接し、藤浜漁港へも容易にアクセス可能である。
工 作 物 の 種 類			建築物、道路、法面、水道管 戸建住宅(敷地面積 1 戸当たり約330㎡)：2階建以下× 1 0 戸 集会所(敷地面積約400㎡)：木造平屋建× 1 棟
施 行 方 法			(別紙 1 に記載)
施 行 後 の 周 辺 の 取 扱			工事の施工は行為地内のみで実施し、周辺での仮設工等は予定していない。
予 定 日	着	手	平成 25 年 2 月 26 日（ただし、許可の日以降）
	完	了	(別紙 2 に記載)
備 考			○他法令の手続き状況 ・ 防災集団移転促進事業計画（国土交通大臣の同意みなし） （当初：平成24年7月、第1回変更：平成24年12月） ・ 農地転用（復興整備計画公表：平成25年2月） ・ 公共施設管理者事前協議（国道398号：県気仙沼土木事務所） ○土地所有関係 ・ 南三陸町が防災集団移転促進事業敷地として取得 ○その他 ・ 南三陸町が防災集団移転促進事業を活用し敷地造成、集会所建築を行い、個人で住宅建築を行う。

(別紙 1) 施行方法

規模			
構造		別紙3「まちづくりルール」に記載	
主要材料			
外部の仕上げ及び色彩			
関連行為の概要	①伐採樹木 雑木他：約1540本 (伐採面積約9,400㎡、伐採材積約770㎥) ②敷地造成(平成25年2月26日～平成25年12月13日を予定) 造成面積：約9,930㎡ 切土面積：約9,280㎡ 盛土面積：約650㎡ 団地内道路 舗装：アスファルト舗装 幅員：約6m 延長：約443m 法面 補強土植生法砕工：約1,230㎥ 植生基材吹付：(t=5cm 約860㎡、t=3cm 約340㎡) 種子散布：約680㎡ 水道管 ポリエチレン管φ75：約324.7m ポリエチレン管φ50：約174.1m ポリエチレン管φ20：約43.5m ③残土処理 切土量：約19,400㎥ 盛土量：約1,000㎥ 残土：約18,400㎥ 波伝谷漁港(町有地)に搬出処理 ④工事用仮設物 工事用仮設資材置場等は、近隣の特別地域外に設置		

(別紙2) 藤浜地区 防災集団移転促進事業スケジュール

項 目			平成24年度						平成25年度										平成26年度											
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
高台住宅再建	防災集団移転促進事業	法定手続き 許認可等						2/25 復興整備協議会																						
		地質調査	→																											
		用地取得																												
		計画・設計	→																											
		施 工							造成工事開始		造成工事(9か月)									建築工事開始										
			分譲宅地における建築工事(工事期間は、移転世帯による)																											

※現時点でのスケジュール案であるため、法制度・事業進捗により変更する可能性があります。

別紙3 まちづくりルール

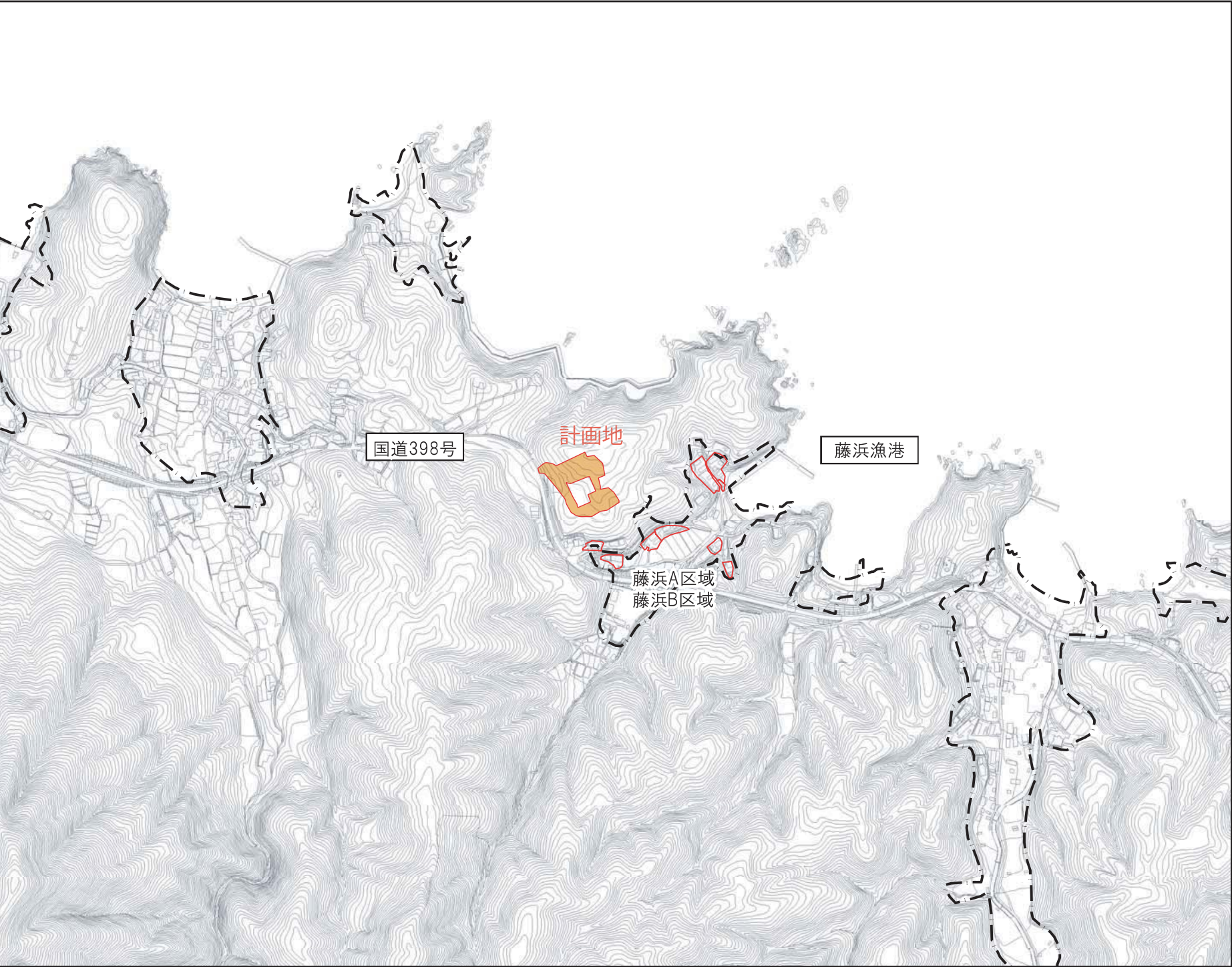
宮城県南三陸町の防災集団移転促進事業により整備される「藤浜団地」において、安全でうるおいのまちづくりを進めるため、まちづくりルールを以下のように定める。

名 称		南三陸町藤浜団地 まちづくりルール
位 置		宮城県本吉郡南三陸町戸倉字藤浜外 藤浜団地
面 積		約0.99ha
まちづくりの目標		本地区は、東日本大震災により罹災した世帯が安全な高台への集団移転を行う地区であり、南三陸町が防災集団移転促進事業を活用して新たに整備した住宅地である。 本地区のまちづくりルールは、質の高い住宅の建設を促進し、良好な住宅地の環境を形成し、保全する住宅団地の形成を図るとともに、緑に囲まれたうるおいのある住環境の形成を図ることを目標とする。
まちづくりの方針	土 地 利 用 の 方 針	地区の良好な居住環境の形成を目指し、周辺地区の環境保全に配慮しながら、住宅を中心とした土地利用を誘導する。 沿道緑化等を推進し、戸建住宅地としての良好なまちなみ形成を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	1. 良好で健全な住環境に配慮した市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2. 敷地の分割や細分化により、建物が密集し、住環境の低下を防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3. うるおいのある緑豊かな街並み景観やゆとりある市街地の形成のため、壁面の位置の制限を定める。 4. 地区の特性に応じた街並み景観を実現し、良好な市街地環境の確保を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。 5. 地区の特性に応じた街なみ景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。 6. 沿道緑化の推進を図るとともに、地震時のブロック塀等の倒壊による災害を防ぐため、垣又はさくの構造の制限を定める。
	そ の 他 当 該 地 区 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	1. うるおいのある緑豊かな街並み景観の形成を図るため、緑化を推進する。 2. 良好な市街地環境を図るため、資材置場、廃材置場、著しい振動若しくは騒音・悪臭・粉塵などにより付近の住環境を害するおそれのある施設等の土地利用を避ける。

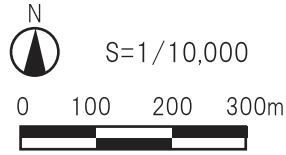
まちづくり計画（ルール）	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの 3. 法別表第 2（い）項第 4 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号に規定するもの。 4. 前各号の建築物に附属するもの。（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
		建築物の容積率の最高限度	1 0 分の 2 0（都市計画法に基づく第一種住居地域程度）
		建築物の建ぺい率の最高限度	1 0 分の 6（都市計画法に基づく第一種住居地域程度）
		建築物の敷地面積の最低限度	3 3 0 m ² （建築敷地としての敷地分割の禁止） ただし、町長が良好な居住環境を害するおそれがないと認める土地についてはこの限りではない。
		建築物等の高さの最高限度	1 3 m 建物の階数は 2 以下とする。
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1 m 以上とする。ただし、以下に掲げるものについては適用しない。 (1) 軒、庇、手すり、戸袋、床面積に算入されない出窓 (2) 外壁の開口部に設ける扉又は窓で外開きの部分
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、又は屋根の色彩は刺激的な色を基調とせず、周辺環境に配慮した落ち着いた色のある色調とする。 2. 美観・風致を損なう恐れのある刺激的な屋外広告物や光源等を設置してはならない。
	垣又はさくの構造の制限		道路等に面して設ける垣又はさくは、生垣又はネットフェンス、鉄柵とし、これらの併用は妨げない。ただし、高さが 0. 6 m 以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造またはこれらに類する構造とすることができる。

このまちづくりルールは、本地区が指定されている「南三陸金華山国定公園」の特別地域（第 3 種）において、防災集団移転促進事業による住宅団地開発と居住者の住宅建設を実施するため定めるものである。

添付図面1 地形図

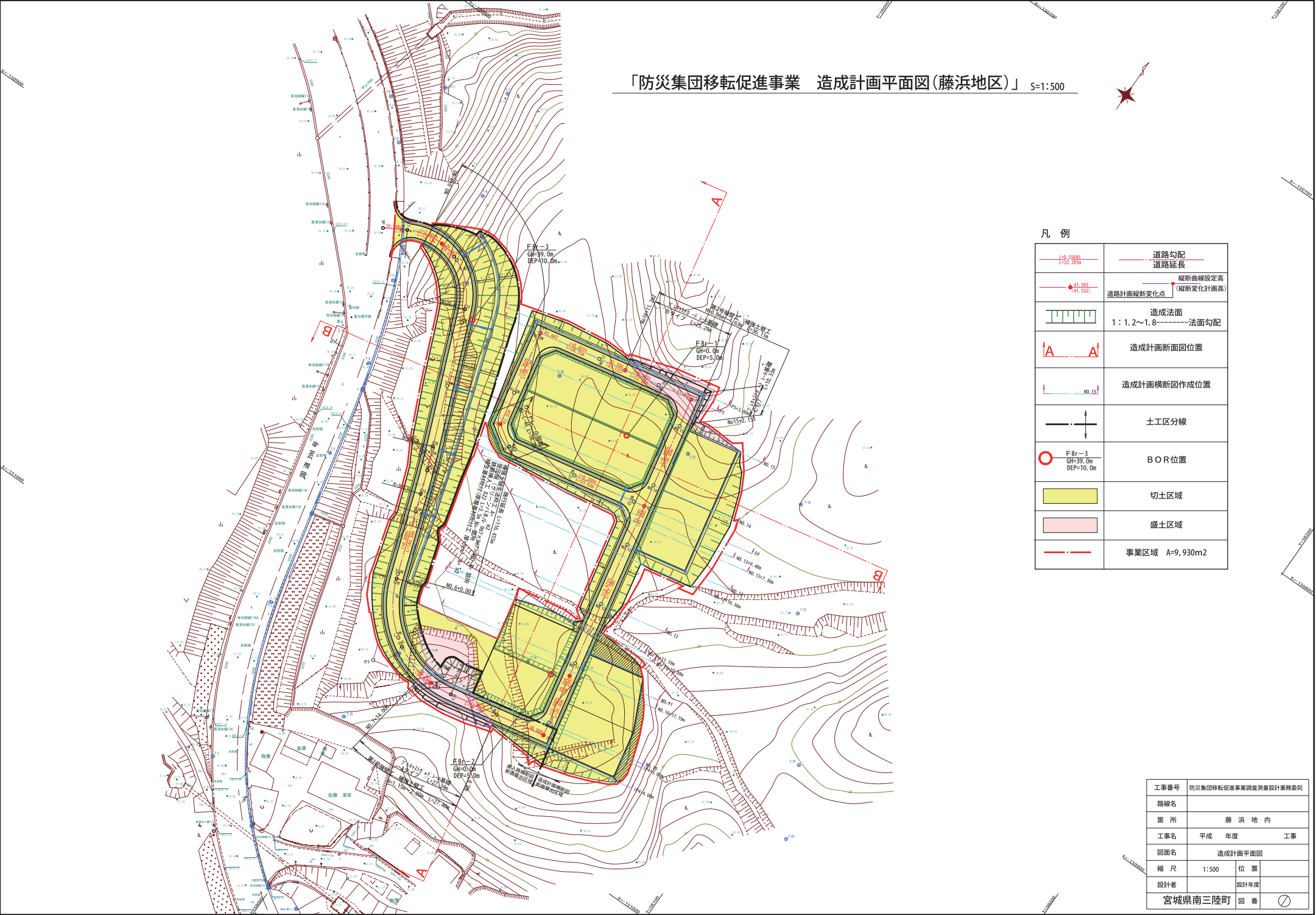


凡 例	
	事業区域
	浸水区域
	移転促進区域 藤浜 A 区域、B 区域



添付図面2 概況図



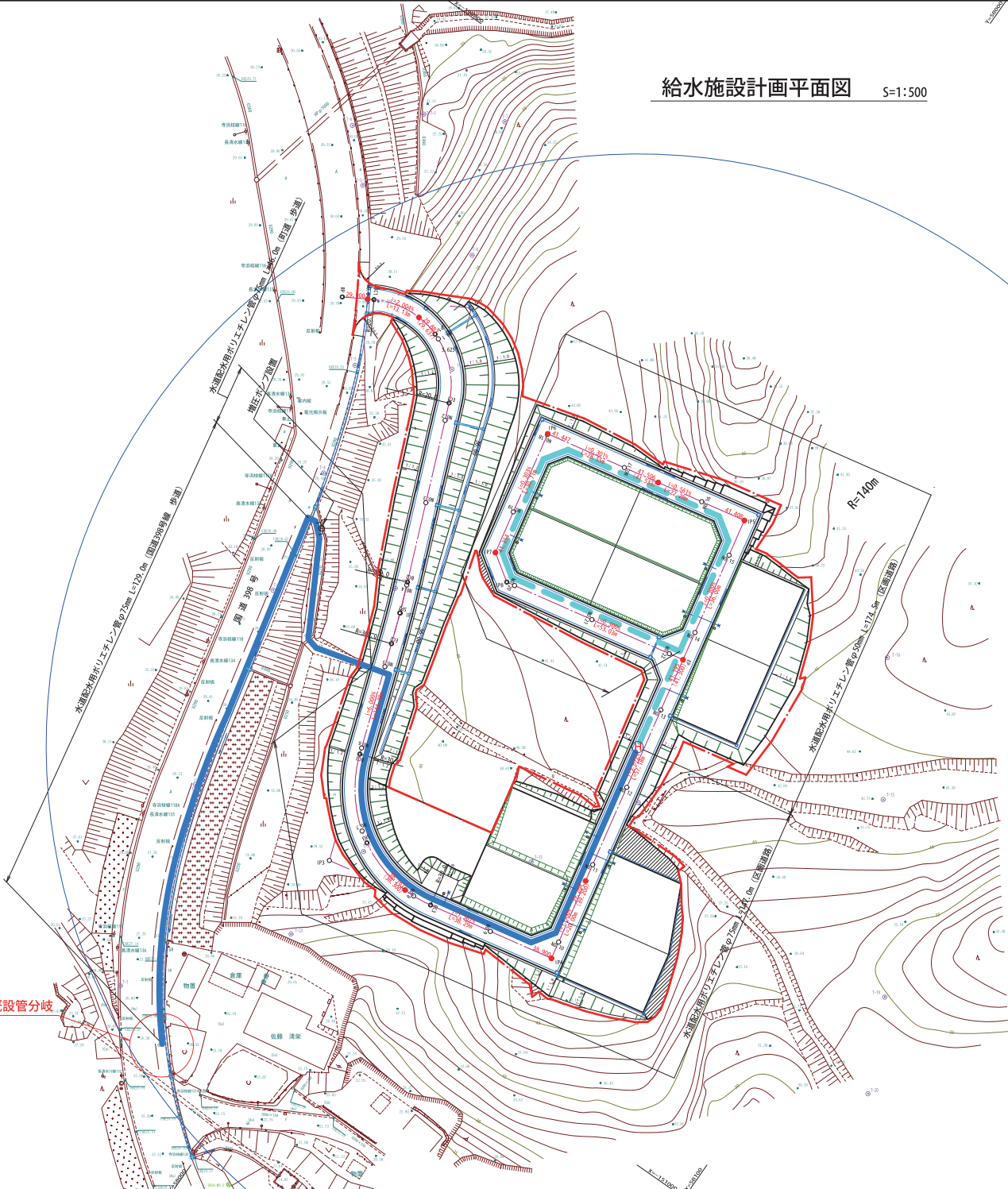


「防災集団移転促進事業 造成計画平面図(藤浜地区)」 S=1:500

凡 例

	道路勾配 道路延長
	縦断曲線設定高 道路計画縦断変化点 (縦断変化計画高)
	造成法面 1:1.2~1.8 法面勾配
	造成計画断面図位置
	造成計画断面図作成位置
	土工区分線
	BOR位置
	切土区域
	盛土区域
	事業区域 A=9,930m2

工事番号	防災集団移転促進事業調査測量設計業務委託		
路線名			
箇 所	藤 浜 地 内		
工事名	平成	年度	工事
図面名	造成計画平面図		
縮 尺	1:500	位 置	
設計者			設計年度
宮城県南三陸町		図 番	⑦

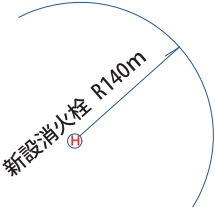


給水施設計画平面図 S=1:500

凡 例

	φ75
	φ50
	消火栓

新設消火栓設置半径



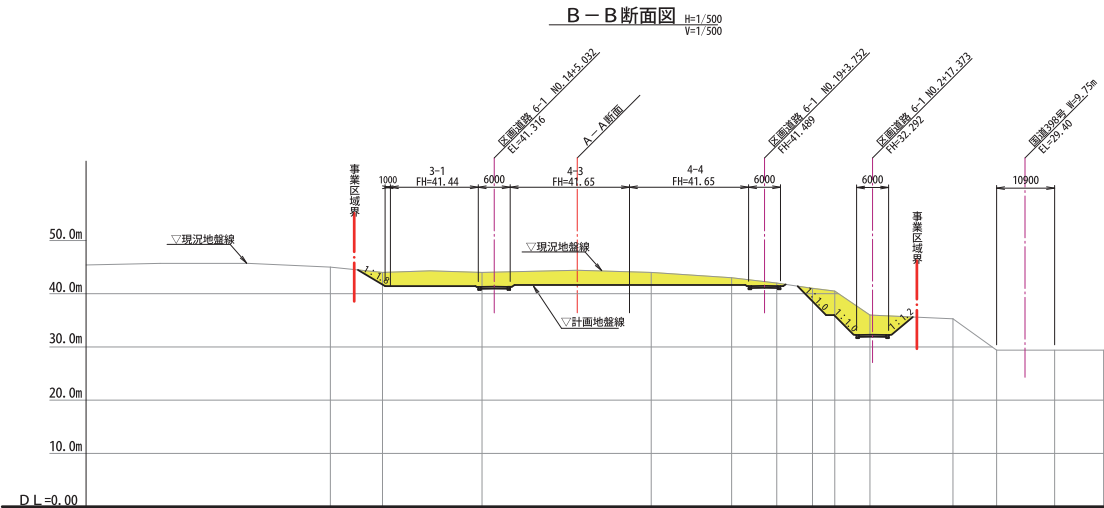
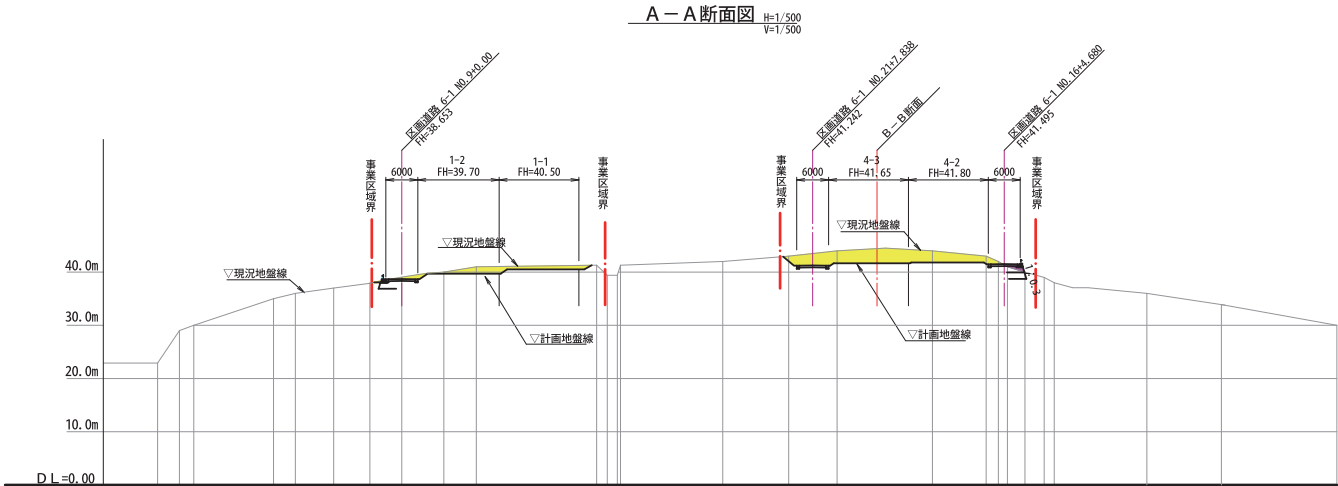
延長調査

管 種	管 径 (mm)	延 長 (m)	埋設区間
水道配水用ポリエチレン管	φ75	L=129.0m	国道398号線 歩道
水道配水用ポリエチレン管	φ75	L= 46.0m	町道 歩道
水道配水用ポリエチレン管	φ75	L=147.0m	区画道路
水道配水用ポリエチレン管	φ50	L=174.5m	区画道路
計		L=496.5m	

既設管分岐

工事番号	防災集団移転促進事業調査測量設計業務委託		
路線名			
箇 所	藤 浜 地 内		
工事名	平成	年度	工事
図面名	給水施設計画平面図		
縮 尺	1:500	位 置	
設計者		設計年度	
宮城県南三陸町		図 番	7

造成計画断面図



凡 例

	切 土
	盛 土

工事番号	防災集団移転促進事業調査測量設計業務委託		
路線名			
箇 所	藤 浜 地 内		
工事名	平成	年度	工事
図面名	造成計画断面図		
縮 尺	$H=1/500$ $V=1/500$	位 置	
設計者		設計年度	
宮城県南三陸町		図 番	⑦